

## 区民会議の設置に向けた諸規定の整備について

総合企画局政策部

### 1 制定目的及び制定時期

	制定する目的	制定時期等
条 例	区民会議を設置するために必要な、各区に共通する基本的な事項を定めるために制定します。	施行期日は、平成 18 年 4 月 1 日を予定しています。
施行規則	条例に定めるほかに、各区に共通する区民会議の組織に関する事項を定めるために制定します。	施行期日は、条例の施行に合わせる予定です。
区ごとに定める事項	条例及び規則に定めるほかに、各区における区民会議の組織及び運営に関する事項を定めます。	試行の区民会議委員や区民からの意見などを参考にしながら、各区が制定します。

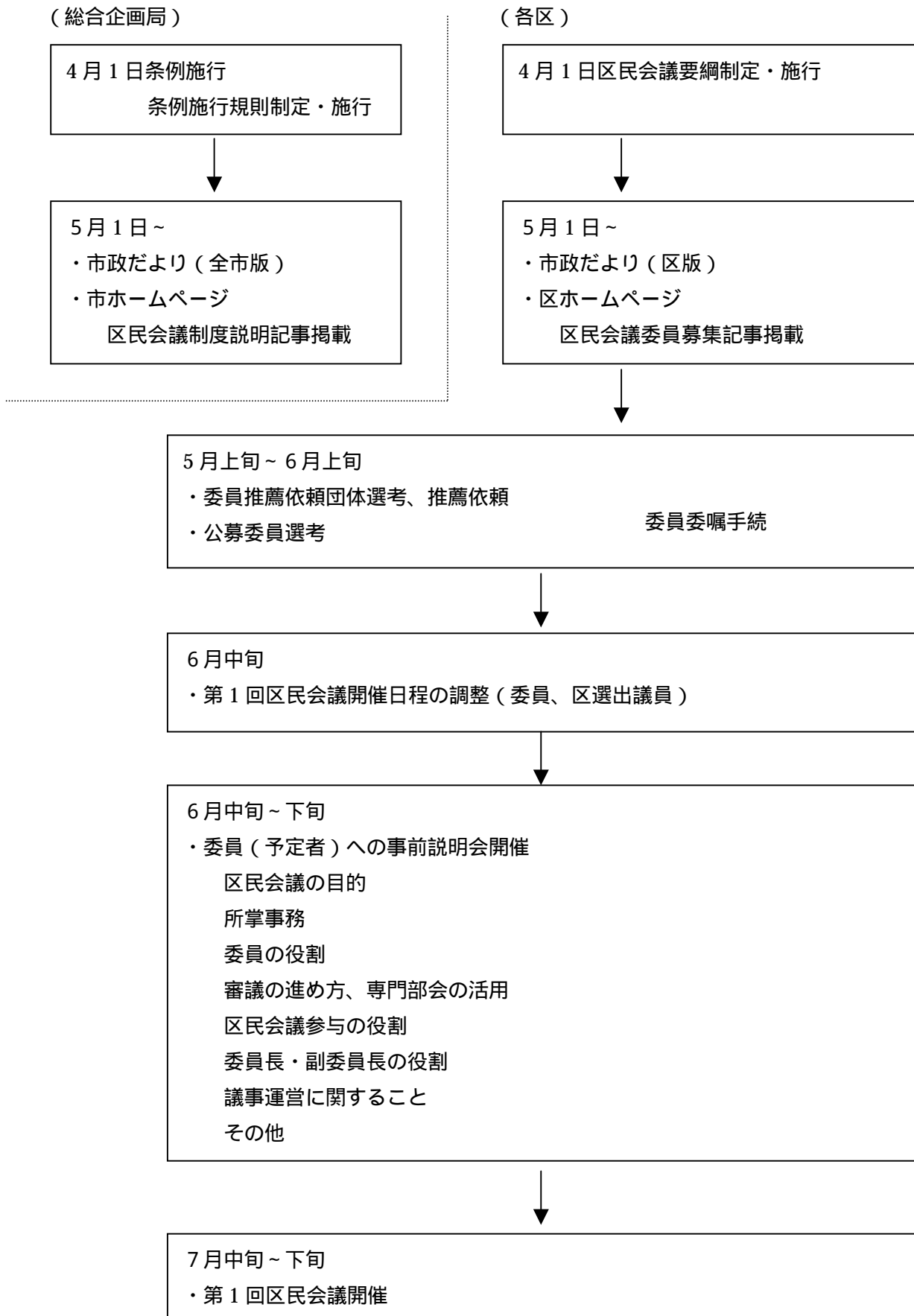
### 2 規定する項目の構成イメージ（資料 1 - 2 参照）

### 3 区民会議及び区行政改革のスケジュール概要

区民会議の調査審議の結果を区における課題の解決に繋げるためには、区役所機能の強化を図る必要があることから、条例の施行時期に合わせて「区における総合行政の推進に関する規則」を定めるとともに、「区予算の充実」、「庁内の組織体制の整備」などを併せて推進します。

	区民会議	区における総合行政の 推進に関する規則	予算・組織
1 月	・パブリックコメント 結果公表（下旬）	・規則案検討 ・規則案策定作業	・区予算充実に向けた調整 ・区の機能強化に向けた体制整備の検討
2 月	・第 1 回定例会条例議案提出		
3 月	・施行規則案策定作業 ・各区要綱案策定作業		
4 月	・区民会議条例、規則施行 ・各区要綱施行	・規則施行	・実施
5 月 ～ 7 月	・委員募集、推薦依頼 ・委員選考、委嘱手続 ・委員への事前説明 ・第 1 回区民会議 委員長等選出 会議運営要領決定		

## 4 第 1 回区民会議開催までの流れ（各区の流れは区によって異なります。）



## 区民会議の組織及び運営に関する諸規定の構成イメージ

総合企画局政策部

条例及び条例施行規則に規定する各区に共通する事項		区ごとに定める事項のイメージ
条例案(項目)	条例施行規則素案	
第1条(目的及び設置)	・区民会議条例第4条第2項第1号及び第12条に基づき、各区に共通する区民会議の組織に関し必要な事項を定める。	・区民会議は、各区それぞれの特性に合わせた組織及び運営が重要である。 ・このため、条例及び規則に定める各区に共通する事項のほか、区民会議の組織に関する事項は区長が定め、区民会議の運営に関する事項については、区民会議が自主的に定める。
第2条(名称)		
第3条(所掌事務)	・区民会議は、委員が自身の活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題その他の方法により把握した課題から、調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。	・課題の把握、調査審議事項としての選定に関する具体的な事項 ・条例第3条第2号に関わる調査審議事項について、具体的な事項 ・調査審議結果の区長への提出に関すること。
第4条(組織等)		・委員定数に関すること
第4条第2項第1号(団体推薦委員)	・区民会議条例第4条第2項第1号に規定する団体推薦委員選任に関する活動の分野は、次のものとする。 (1) 防災又は地域の交通環境の向上など安全で快適な暮らしをつくる分野 (2) 福祉の推進又は健康の増進など幸せな暮らしを支え合う分野 (3) 子育て又は教育など人を育て心を育む分野 (4) 緑の保全又はごみの抑制など自然環境や生活環境を向上させる分野 (5) 産業の振興又は都市拠点の形成などまちの活力を高める分野 (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野 (7) 地域の自治活動や市民活動など市民自治を振興させる分野 (8) その他区の地域特性に応じた課題に関する分野	・団体推薦委員の選任に関すること(団体推薦委員数、団体推薦分野、団体の選定に関する事項等)
第4条第2項第2号(公募委員)		・公募委員選任の手續に関する規定(公募委員数、応募方法、選考方法等)
第4条第2項第3号(その他委員)		・性別、世代、地域のバランスのほか、様々な立場からの選任への配慮に関する具体的な事項
第4条第3項(委員の任期)	・区長は、委員に欠員が生じたときは補欠委員を選任することができる。	
第4条第4項(再任)		・委員の再任に関する具体的な事項
第5条(委員長及び副委員長)		・委員長及び副委員長に関すること

条例及び条例施行規則に規定する各区に共通する事項		区ごとに定める事項のイメージ
条例案(項目)	条例施行規則素案	
第6条(会議)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議の議事運営は、委員間で議論を尽くし全員の合意に基づくことを原則とする。</li> <li>・会議運営に関して必要な事項(回数、開催時期、開催時間帯等)</li> <li>・会議運営の事前調整について必要な事項(世話人会・幹事会の設置等)</li> <li>・会議運営における委員の役割分担に関する事項</li> <li>・全員一致によらない場合の決し方</li> <li>・会議録の確認のルール等</li> </ul>
第7条(専門部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議は、必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は、専門的な事項に関する調査検討を行うものとする。</li> <li>・専門部会に属する委員は、委員長が区民会議に諮って定める。</li> <li>・専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。</li> <li>・専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</li> <li>・部会長は、専門部会の事務を掌理し、調査検討の経過及び結果を区民会議に報告する。</li> <li>・専門部会は、調査検討を終えたとき又は委員の任期が終了したときに解散する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の設置及び解散に関して必要な事項</li> <li>・専門部会を構成する委員の選任に関する事項</li> <li>・専門部会における委員の役割分担に関する事項</li> <li>・専門部会運営に際して区民会議の承認を要する事項(開催頻度、結果報告時期等)</li> <li>・部会長の選任方法に関する事項</li> <li>・部会長の役割に関する事項</li> <li>・専門部会への関係者の出席に関する事項</li> </ul>
第8条(関係者の出席)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の出席に関して必要な事項</li> </ul>
第9条(区民会議参与)		
第10条(区長等の役割)		
第11条(庶務)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議の庶務に関する庁内の役割分担等</li> </ul>
第12条(委任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例及び規則で定める各区に共通する事項のほか、区民会議の組織について必要な事項は、区長が定める。</li> </ul>	

## 川崎市区民会議条例（案）

### （目的及び設置）

第1条 区民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

### （名称）

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

### （所掌事務）

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- （2）前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

### （組織等）

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- （2）区民会議の委員に応募した者
- （3）その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### （委員長及び副委員長）

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

( 専門部会 )

第 7 条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

( 関係者の出席 )

第 8 条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

( 区民会議参与 )

第 9 条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

( 区長等の役割 )

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

( 庶務 )

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

( 委任 )

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

# 区民会議を通じた参加と協働による区における課題解決

## 課題

## 区民会議

### 区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議

#### 課題の把握

区民会議委員の  
課題把握  
区民会議委員が、日頃の活動等を通じて把握した課題

区役所の課題把握  
区役所が業務等を通じて把握した課題

区民会議委員からの提案  
区役所からの提案

#### 審議事項の選定

#### 課題の共通理解

課題の共有、分析  
・課題の現状  
・これまでの取組  
など

課題の共通理解のために  
・委員からの情報提供  
・行政からの情報提供  
・関係者からの情報提供  
・区民会議参与からの助言  
・現地調査  
など

#### 課題解決策の検討

解決の方向（目標）  
・短期的な目標  
・中期的な目標

解決の方策（役割）  
・区民ができること  
・区役所がすべきこと  
・関係部局がすべきこと  
・関係機関がすべきこと  
など

#### 専門部会の活用

・専門的検討  
・関係団体との連携  
など

審議結果

## 課題解決への取組

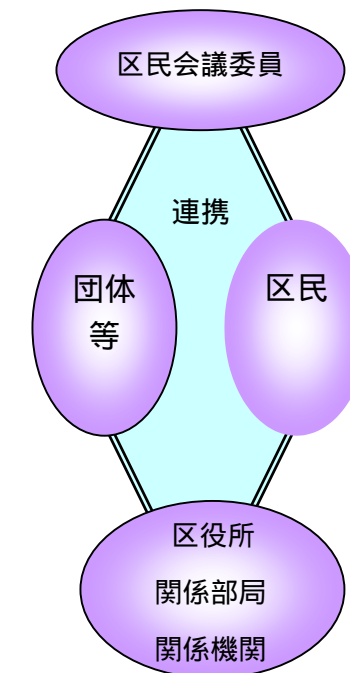
### 区民の参加と協働による課題解決への取組

#### 区長（区役所）

審議結果（解決の方向、方策）を尊重し、解決に向けた取組

主に区民の自主的な取組による解決  
区民と区役所が協働で解決  
関係局区の調整により市として解決  
条例・規則等ルールの整備により解決  
国、県など他の行政主体等により解決

#### 解決に向けた参加・協働



それぞれの役割分担による取組

課題解決

区民の暮らし、地域社会が抱える課題

## 区行政改革の推進に向けた取組

		現状	平成 18 年度以降	
制度	区民会議	全区で要綱による試行実施 平成 18 年 2 月 条例議案提案	区民会議条例による設置・運営 平成 18 年度 本実施	・参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を目的として調査審議 審議結果 (区と事業局の調整を経て、市として解決する課題)
	庁内調整	「区における総合行政の推進に関する規則」の検討・調整 平成 18 年 3 月 規則制定予定	平成 18 年 4 月 規則施行予定	規則の運用 ・区の課題解決のための事業等の提案及び調整 ・区の区域に関わる施策・計画等に関する局区間の情報共有及び調整
予算	区予算	区の課題調整、予算への反映 魅力ある区づくり推進事業費 区役所費(款)の創設	「区における総合行政の推進に関する規則」等を通じた課題解決のための予算計上 区民と区との協働推進の側面からの事業費の充実 ・区民との協働して課題解決する事業 ・区域の特色を活かした区の自主企画事業 区予算の充実	
	組織体制	区役所 区役所の区行政改革推進体制の強化 総務企画課企画調整担当 区民協働推進部 ・地域振興課身近な環境整備担当 ・地域振興課まちづくり支援担当 ・生涯学習支援課(併任) 区民サービス部 こども総合支援担当 等	【区の組織体制の充実・適正化】 ・区予算充実に伴う事業企画力の強化 ・区民会議の運営体制 ・区の課題に関する情報の収集力強化 ・局区間調整案件の増加、内容の高度化 ・市民活動支援に係る事務事業への取組 ・区の課題解決のための地域との協働の推進 ・個別課題への対応 ・区の事務事業及び執行体制の見直し	
	関係局	本庁の区行政改革推進体制の強化 総務局行財政改革室(組織・機能改革) 総合企画局都市経営部(区局間調整の支援) 総合企画局政策部(区行政改革) 財政局財政課(予算編成) 市民局区調整課(区政推進) 等	【区行政改革を推進し、区を支える体制整備】 ・区行政改革に係る施策の総合的な推進 ・区と事業局に関わる調整機能の強化 ・区に関わる調整窓口の明確化	



## 区政推進会議について

平成 18 年 3 月  
総合企画局政策部

区政推進会議は、区政に関する自主的な企画立案機能を支援し、その実現を積極的に推進するために、平成 2 年 6 月から各区に設置され、当該区の区民団体の代表、区長、知識経験者及び区民で構成し、区長が提案する区における自主企画事業である「魅力ある区づくり推進事業」についての審議を通じて、区域に関する事項について検討協議し、区政の推進に大きな役割を果たしてきました。

一方、区民会議は、区民の参加及び協働により、区における地域社会の課題の解決に、主体的に取り組む役割を担うものです。

区民会議では、地域社会の課題をどのように解決するかという視点から調査審議することとしておりまして、その審議結果は、区長が受け取り、その解決の方法に合わせて、適切な手段を検討し、解決に向けて取り組むこととなります。その解決するための手段のひとつとして「魅力ある区づくり推進事業」を位置付けています。

このことから、区民会議は、区政推進会議の機能を継承しつつ、さらに発展させるものと位置付け、各区の区政推進会議は、現在の委員の任期が終了する平成 18 年 3 月末をもちまして廃止いたします。

なお、平成 18 年度からは、「魅力ある区づくり推進事業費」を「協働推進事業費」とし、区民と区とが協働して区における課題の解決を図るための予算としての位置付けをより明確にすることで、区民会議での審議結果を区長が受け止め、解決につなげられるようにしていきます。

**(参考)**

**区政推進会議設置要綱(抜粋)**

(目的及び設置)

第1条 区政に関する自主的な企画立案機能を支援し、その実現を積極的に推進するため、各区に区政推進会議を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、区長が提案する魅力ある区づくり推進事業等の区域に関する事項について検討協議する。

**区民会議条例(抜粋)**

(目的及び設置)

第1条 区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。